

杉の子特別支援学校本校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての児童生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、豊かな心を育む。
- (2) いじめは、被害側の児童生徒の心身に重大な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめを許さない」学校づくりに取り組む。
- (3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、被害側の児童生徒を守り通すとともに、加害側の児童生徒には適切かつ毅然とした指導を行う。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・地域・病院との連携協力に努める。
- (5) 児童生徒の障がいの状況に十分配慮しつつ、いじめにつながる言動や実態の把握に注意を払います。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、生徒指導主事、生活指導部いじめ担当、人権担当、各学部主事、養護教諭等を構成員とし、必要に応じて開催する。なお、いじめ事案が発生したときには、該当担任やコーディネーターも構成員に加わることとする。

(2) いじめ防止委員会の役割

- ア 杉の子特別支援学校本校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。
- イ いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価。
- ウ 教育相談およびいじめアンケート等の実施と結果集約。
- エ いじめの認知および、解消に必要と考えられる調査や対応。
- オ いじめ対応情報管理システムにて、三重県教育委員会に報告。

4 いじめ防止等の指導体制

学校全体でいじめの防止に取り組み、学校が組織的にいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別に定める。

別紙1 校内指導体制

5 未然防止および早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取り組みや、連絡帳の活用・いじめアンケート等による早期発見のための取り組み、教職員の資質向上を図るための研修などを行い、保護者や地域との連携を図っていくため、年間の指導計画を別に定める。

別紙2 年間指導計画

6 いじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止委員会を中心として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、適切かつ迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別に定める。

別紙3 組織的対応

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア いじめにより本校児童生徒の生命、心身又は財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の児童生徒の状況を見て、校長が判断する。

イ いじめにより本校児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとときを指す。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、30日に満たなくとも重大事態として迅速に調査に着手し、校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察との連携・相談を行う。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

8 その他留意事項

本方針については、学校や児童生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、地域や保護者、児童生徒の意見を積極的に取り入れるよう留意する。

杉の子特別支援学校本校いじめ防止基本方針



策定・見直し

いじめ防止委員会

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、生活指導部いじめ担当、人権担当、各学部主事、養護教諭
※その他必要に応じて、関係職員、コーディネーター、医師、心理や福祉の専門家、学校
関係者評価委員等を加えるものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 教育相談、保護者満足度調査の活用、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消にむけた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針



年間計画等



情報等の報告



連携促進

未然防止

- 学習指導の充実
- 特別活動の充実
- 児童生徒会活動の充実
- 人権教育の充実
- 情報共有と連携
- 校内研修の強化

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員、養護教諭による観察
 - ・連絡帳・懇談会等
 - ・地域・病院からの情報
 - ・保護者満足度調査実施
- 組織的な対応の推進
 - ・教育相談
 - ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有の徹底
 - ・情報交換会の実施
 - ・管理職への報告
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・クラス担任等の教員間での申し送り

保護者・地域・病院との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・PTA活動の充実
- ・学校だよりの発行
- ・保護者懇談会の開催
- ・地域の会議、行事への参加
- ・学校関係者評価委員の委嘱
- ・学校行事への招待

等

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請

関係機関との連携

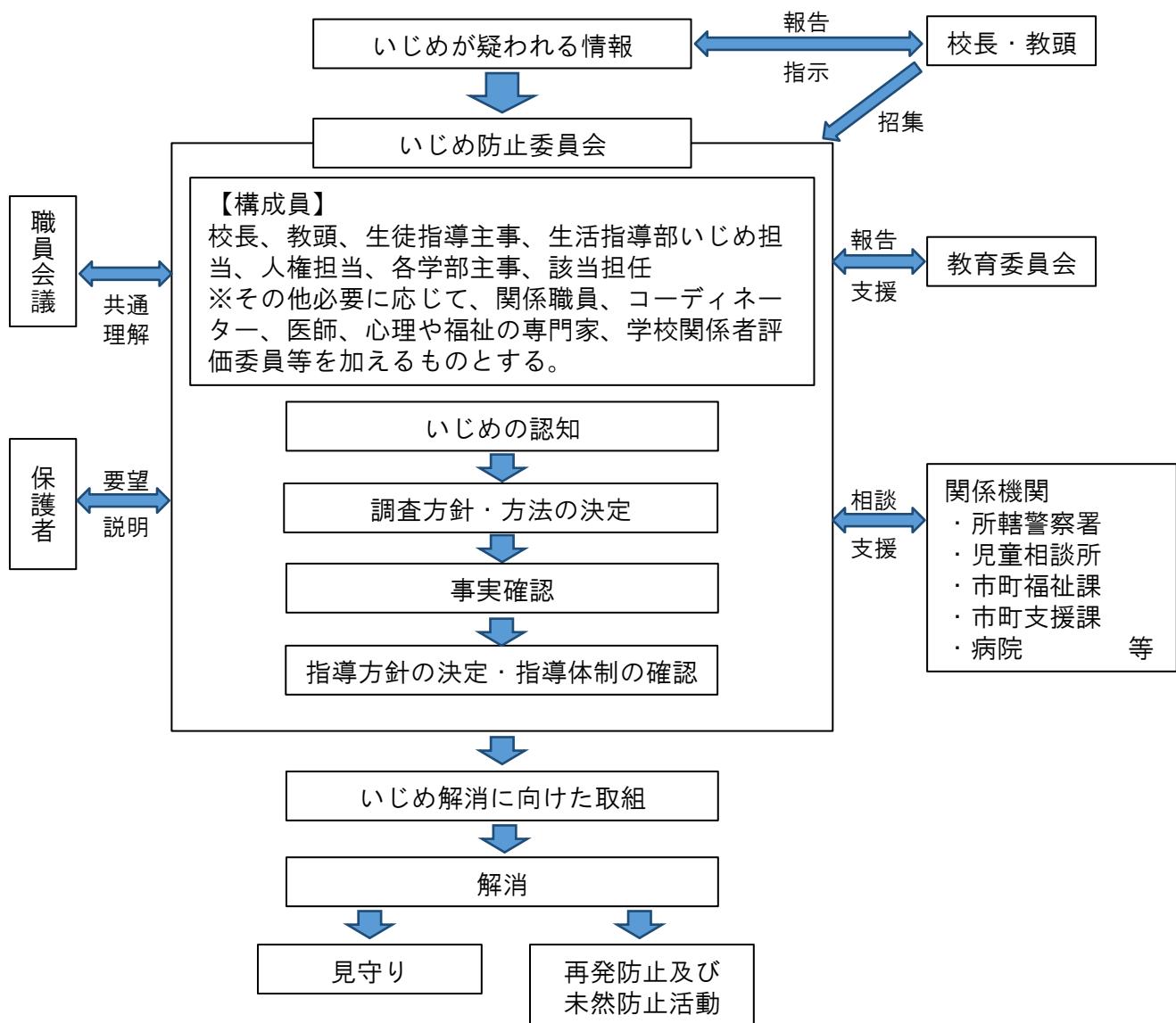
- ・学校警察連絡協議会
- ・児童相談所
- ・市町福祉課
- ・市町支援課
- ・病棟生生徒指導懇談会

等

等

年間指導計画

月	いじめ防止委員会	未然防止の取組	早期発見の取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の確認、周知、研修 ・年間計画作成 ・情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・いじめ相談機関の周知 ・連絡帳等
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等の取組 ・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・杉の子人権週間 ・人権授業記録まとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施 ・いじめ早期発見気づきリスト配付 ・家庭訪問 ・連絡帳等
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施報告 ・1学期の情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳等
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳等 ・個人懇談会
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・本分合同人権研修会 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ポスター 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施 ・いじめ早期発見気づきリスト配付 ・連絡帳等
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施報告 ・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・杉の子人権週間 ・人権授業記録まとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳等
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳等 ・保護者満足度調査
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等の取組 ・情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳等 ・個人懇談会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施報告 ・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・杉の子人権週間 ・人権授業記録まとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート実施 ・いじめ早期発見気づきリスト配付 ・連絡帳等
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策取組評価 ・学校いじめ基本方針見直し ・3学期の情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳等
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度への申し送り 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳等 ・個人懇談会

**【学校の対応】**

- ・被害児童生徒や、いじめを知ってくれた児童生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- ・被害児童生徒、加害児童生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺児童生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認する。
- ・被害側、加害側の児童生徒の保護者と面談する機会を持ち、事情を説明する。
- ・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行う。
- ・犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。

保護者様

県の指針に基づいた保護者用のいじめ早期発見、自死予防のための気づきチェックリストです。ご家庭で、このチェックリストを参考にしてお子さんの様子を見てください。もし、お子さんの様子で気になることがあれば、学校にご相談ください。

気づきチェックリスト（保護者用）

子どもの様子

【朝：登校前】

- なかなか起きてこなかったり、体調不良を訴えて休みたがったりする
- 学期初めや休み明けに登校を嫌がったり、元気がなかったりする
- 食欲がなくなったり、会話がなくなったりしている

【夕方：下校後】

- 勉強しなくなったり、集中力がなくなったりしている
- 持ち物や自転車などが壊れたり、なくなったりする
- 必要以上にお金をほしがるようになった
- 親しい友人と遊んだり、連絡を取ったりしなくなった
- 服の汚れや体のあざや擦り傷があり、理由を言いたがらない

【夜：就寝前後】

- 学校や友人の話題を避けるようになった
- 部活動や学校をやめたいと言うようになった
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた
- ささいなことでイライラしたり、落ち着きがなくなった
- スマートフォンやSNSをひどく気にするようになった
- 寝つきが悪かったり、夜眠れない様子がある

【その他気になること】

例：過去に受けた友人からの嫌な言葉や行為を思い出し、心身の不調を訴えるようになった。など

〔

〕

※三重県教育委員会 HP 内 いじめ早期発見のためのチェックリストより

子どもの様子が気になったら

【学校への相談】

小学部（B課程） 059-379-1831

中学部 059-379-1652

【夜間緊急ダイヤル】 0570-012-359

小学部（C課程） 059-379-1652

高等部 059-379-1652

【三重県教育委員会の主な相談窓口】

・子どもSNS相談みえ（平日17:00～22:00 4,9,10,11,1,3月は土日祝も実施）

・いじめ電話相談（Tel：059-226-3779 毎日24時間）

